

陳情第 1 7 号		受理年月日	令和 3 年 3 月 1 6 日
付託委員会		建設建築委員会	
件名	市街化区域から市街化調整区域への見直しの撤回について		
要 旨			
令和 2 年 11 月 4 日、16 日、17 日及び 22 日に八幡東区中央町のレインボープラザにおいて、市街化区域から市街化調整区域への見直しの説明会が開催された。そこでは、八幡東区の二次選定候補地が 5,000 分の 1 の地図で細かく明示され、対象世帯が同区だけで 5,400 世帯、住民が 1 万人になるとの説明があった。 配布資料及び説明者の都市計画課長等によれば、当該見直しが対象地区の住民に対して町なかへの住み替えを短期間で強制するものではないことを理由として、所有地の価格暴落、移転費用、市営住宅での受入れ、市への土地の売却、寄付等について、特段の施策、助成、補助、補償、救済制度を新設する考えは皆無であり、既存の制度のみで対応するとの説明があった。 説明会出席者からは、なぜ八幡東区が最初なのか、財産が激減する等の質問、意見や訴え、不安や怒りの声が出された。 説明会から 4 カ月が過ぎようとしているが、見直し対象地域の高齢者はコロナ禍のために遠方の家族に相談できず、心配や不安、苦悩の状態に置かれたままである。また、意見や相談について市は文書かメールでしか受け付けないと言っており、詳しい地図を見たい場合は本庁都市計画課まで来るようにとのことである。これが懇切丁寧な説明だろうか。なぜ八幡東区役所に職員を派遣して、区分見直し専用の相談窓口を開設しないのだろうか。 区域区分の見直しは住民の財産権の侵害で憲法違反ではないかとの意見に対し、市は国土交通省に問合せをし、憲法上のそういう問題はないとの回答を得ているとのことであるが、行政文書の開示請求をしたところ、関係書類は作成も取得もしておらず保有していないとのことである。このような重要事項が行政文書として存在しないというずさんな見直し			

でいいのだろうか。また、行政文書一部不開示決定通知書によると、八幡東区で行われた4日、全16回の説明会での住民の声は市長に報告されていないとのことである。

風評被害は見直しが撤回されるまで継続し、拡大する。他の6区にも広がり、風評被害にあった住民が発生している。

区域区分の見直しは、八幡東区5,400世帯、1万人の住民のみならず、同様に見直しが行われる他の6区の住民にとっても過酷な心配や不安、悩み、落胆、怒り、財産上の損害を強いるものである。

については、下記のとおり措置されたい。

記

- 1 区域区分見直しについての意見や質問、相談が口頭でできるように改善すること。また、区役所でも都市計画課所有の詳細な地図を住民が見られるようにすること。
- 2 直ちに風評被害の実態調査を行い、被害者に補償を行うこと。
- 3 市街化区域から市街化調整区域への見直しを撤回すること。